

第 20 回経営委員会議事概要

1. 日 時：平成31年 3 月 7 日（木） 9：00～11：40
2. 場 所：年金積立金管理運用独立行政法人 会議室
3. 出席委員等：・平野委員長 ・新井委員長代理 ・岩村委員 ・加藤委員 ・古賀委員
・小宮山委員 ・中村委員 ・根本委員 ・堀江委員
・高橋理事長
4. 議事概要

【議決事項】

（1）「業務方法書の変更について」

業務方法書の変更について、議決を行い、出席した 10 名の全委員の賛成により承認された。

（2）「現行規程の点検プロジェクトの実行（8－1）」

「組織規程」「内部統制の基本方針」「規程等の制定等に関する規程」の制定について、議決を行い、出席した 10 名の全委員の賛成により承認された。

（3）「現行規程の点検プロジェクトの実行（9）」

「経営委員会規程」「経営委員会議事録作成及び公表規程」の制定について、議決を行い、出席した 10 名の全委員の賛成により承認された。

委 員 第 5 条において「電話会議等その他の方法」と記載されているが、この「等」は具体的に何を指すのか。条文自体もこうなっているのか。

執行部 説明ではそのようになっているが、条文は「電話、テレビなどの双方で通信可能な通信手段による会議への出席を含む」という形となっている。

【審議事項】

（1）「平成 31 年度計画（案）について」

質疑等の概要は以下のとおりである。

委 員 インデックス・エントリーは、どういうことを期待して、どのように利用しようとしているのか教えてほしい。

理事長 従来は形式的につくられたインデックスを利用してきたが、インデックスについてもマネジャー・エントリーと同じように、競争原理と創意工夫を引き出すことにチャレンジしたい。他の機関投資家、年金基金等は、インハウスで運用して

いるためそういうニーズはあまりなく、大きな投資家がやるのはおそらく初めてのことになり、非常にチャレンジングではあるが、導入に向けて検討していきたい。

委 員 基本ポートフォリオに関してのインデックスだけではなく、個別運用のマネジャー・ベンチマーク、例えばスマートベータも対象になるという理解でよいか。

理事長 そのとおりである。今までインデックスを募集するというプロセスが全くなかったので、今年度はインデックスを募集する際のプラットフォームをつくるところに重きを置いていきたいと思っている。

委 員 インデックス業者が GPIF の意向をそんたくして、結果として指数形成プロセスがゆがめられるというリスクはないのか。

理事長 インデックス・エントリー制は、マネジャー・エントリー制と同じプロセスであり、要件を平等に開示して提案してもらい、客観的に優劣を判断するので、選定プロセスはむしろ透明化されると考えている。

委 員 GPIF による要件の与え方を注意しないと、誘導することが可能になると思う。

理事長 要件定義の設定については、相当慎重にやらなければならないと考えている。

委 員 これは大事な試みなので、適宜、経営委員会に報告してほしい。

執行部 株式運用における考慮事項について、スチュワードシップについての注意書きがあり、本文ではスチュワードシップ責任の対象を「全資産に拡大したことから、投資原則に従い」と書いているが、注は当初の株式しか想定していなかった文章がそのままに残ってしまっているので、整合性がとれていない。

厚生労働省 スチュワードシップ責任の定義については、中期計画や中期目標にも既に同様の記載があるので、中期目標と中期計画との関係をどうするかということも整理が必要ではないかと思う。

執行部 中期計画を決めたときにはスチュワードシップの定義がそのようになっていたが、さらに進化している場合は中期計画と違うものを書いてもいいのではないか。

厚生労働省 年度計画はあくまでも中期計画を実施するための 31 年度の計画ということである。

執行部 5 年前に決めたことが進化していても直せないという GPIF の難しさがある。

厚生労働省 それは中期計画を変更するかどうかという議論になるのではないかと思う。

委 員 書かなければそういう問題は生じないので、注を取ることにすればいい。

委 員 ポートフォリオの全体のリスク管理について、「また、長期の多期間シナリオ分析」とあるが、今回、あえてつけ加えた意図があれば教えてほしい。

執行部 これまでは、1 年程度の短期の 1 期間シナリオ分析であったが、本来、特に長期投資家であれば 1 期間だけではなく、1 回株価が下がった後に、次の期間にはまたリカバリーをするということも考えられるので、長期の多期間のシナリオ分析にも取り組んでみたい。

実際に他に例があるのかというと、なかなかチャレンジングな課題であるが、現行の短期の 1 期間モデルだけではなく長期の多期間のシナリオ分析についても

検討していきたいという趣旨である。

委員 年度計画には何を書くのか。書いていないことをやってはいけないのか。運用対象の多様化のところでリスク管理の強化が書かれているが、期中にもいろいろアイデアが出てきたり、必要性が生まれたりすると、ここに必ずしも書いていなくても当然やるべきだと思うが、ここに書いているのはどういう性格のものなのか。例示ということになるのか。

執行部 例示ということではなく、今年度については少なくともこういったことに取り組むというものを書いている。書いていないことができないということではないが、年度計画に書くことにより、我々として取り組んでくのだということを意思表示している。

執行部 1つは大きな方向性について、いろいろ議論のありそうなものは年度計画に書いて、経営委員会でオーソライズすることにより、GPIF の進む方向性を確認するということがある。

また、予算の中に、新規の予算なども入っているので、特にシステム系などについては、年度計画の中にこういうシステムの整備を行う、その裏づけとなる予算はこういう形で計上しているという形で、予算との整合性をとるという意味もあるかと思っている。

委員 形式的な確認をしたいが、年度計画の作成者は誰になるのか。資料では理事長名になっているが、GPIF 法の議決事項では経営委員会が作成することを議決すると書かれている。執行部が作成者で作成したものを承認するという手続なのか、あるいは経営委員会自体が作成しているとするのか、どう理解すればよいのか。執行部が作成するものであれば、執行部の裁量の枠内でやっていくものを経営委員会がどうするかというスタンスになり、全体の議論に影響するので確認したい。

執行部 年度計画は独立行政法人通則法に基づいて作成しているが、独立行政法人通則法の主語は中期目標管理法になっている。GPIF も中期目標管理法であり、法人は計画を定め、これを主務大臣に届け出るとともにと書かれており、法人の代表は理事長であるという形で整理をしている。GPIF 法では、経営委員会は、次に掲げる職務を行うということで、年度計画の作成又は変更に関する議決となっているので、そういう意味では、経営委員会は議決をして、法人として届け出ることになる。

委員 条文上読めば、作成又は変更に関する議決ではなくて、作成を議決するので、「関する」とは読みかえられないと思う。また、管理運用法人と書いているので、法人としてどうするかということであり、それについては経営委員会が権限を持っている部分もあれば、執行部が執行部の裁量権の枠内で決めるというものもある。いずれも管理運用法人の決定であると見られるので、必ずしも通則法だけから名義人が決まるというわけではない。厚生労働省に聞いたほうがよいのかもしれないが、前から気になっている。

執行部 基本ポートフォリオは経営委員会において作業することになる。

委員 基本ポートフォリオは第5条の3の方針の策定又は変更で経営委員会が策定すると読んで、経営委員会の名義で作成作業をしていると思っている。それと横並びで見ると、中期計画も作成と書かれているので、普通は経営委員会の名義になると読むのではないか。

執行部 法律の文章は確かに発言のとおりであり、基本ポートフォリオは理論的な話なので作業ができると思うが、年度計画は実務の現場でないと現実的には難しいのではないか。

委員 機関のあり方については、経営委員会がガバナンス、モニタリングを担い、執行部が執行をするという執行と監督の分離から来ているので、経営委員会が執行に関わると、管理するところがなくなってしまう。執行部が策定をして、それについて、承認をする、しないを議決するのが経営委員会だと思っている。

委員 今、ここで議論しているのは承認的な発想だと思うが、条文からは少しずれている。基本ポートフォリオの策定は主体的にやっていると思うので、基本ポートフォリオと年度計画とは何が違うのかよくわからない。どちらがいいと言っているつもりは全くないが、いつも気になっていた。

厚生労働省 厚生労働省の理解は、年度計画については法人として策定するという事なので、その代表者である理事長の名前で年度計画が策定されているという整理である。年度計画を策定するプロセスとして、経営委員会の議決事項として計画の作成又は変更が議決事項とされているということなので、経営委員会の議決を経て、いわば経営委員会としても承認、了解した上で、最終的に法人として年度計画を策定したという形にするという考え方だと思っている。

委員 条文としては年度計画あるいは中期計画の承認と読むということか。正確に書くのであれば、承認を議決するという書き方になると思う。基本ポートフォリオの場合も承認なのか。

厚生労働省 基本ポートフォリオは法人として策定する中期計画の一部を成すものなので、中期計画も最終的には法人として策定することになり、基本ポートフォリオを含めた中期計画についても、経営委員会の議決事項とされているので、年度計画と同じ手順をたどる。

執行部 法律的には、基本ポートフォリオも中期計画の一部なので、そういう解釈となるが、この経営委員会が発足したときに、中期計画の修正についても議論したかと思うが、中期計画には、経営委員会が基本ポートフォリオを策定すると明示している。

委員 業務概況書の策定も経営委員会になっているが、現実には、策定のプロセスの大宗を執行部に委ねて、それを最終的に承認する格好になっている。性格によって、非常に承認的な色彩が強いものと、基本ポートフォリオのようにかなり作成プロセスの中に入り込むものとに分かれていくのではないかと思う。その趣旨を踏まえて、中期計画では、基本ポートフォリオは経営委員会がと定められている。

執行部 法案作成時は、基本ポートフォリオは別格のものとして扱われていて、この作

業に執行部が加わることで問題ではないかという議論がされており、中期目標には、はっきりと基本ポートフォリオは執行部ではなく経営委員会が策定すると入ったはずである。このことから、基本ポートフォリオは経営委員会が主体的に作業するが、それ以外のものに関しては、実質的には承認するというプロセスが想定されていたと思う。

委員 調査研究業務について、ESG の分析・管理のため、情報の整備・拡充と書いてあるが、具体的なテーマなどはどのように想定しているのか。

執行部 ESG 活動報告については、どういう形でのさまざまなシナリオ分析ができるかなども含めて、検討している段階であり、そういったことをやっていきたいという趣旨である。

委員 ESG の分析という観点では、以前にダイベストメントの議論をしていたと思うが、その議論はその後どうなっているのか。

執行部 一度勉強会で、ダイベストメントについての法的な制約について説明させていただいた。第一に GPIF 法上の他事考慮の禁止、専ら被保険者の利益のために長期的な収益の確保という観点から見て、ダイベストメントはどうかということと、第二に民間企業支配への懸念を回避しなければならない、具体的に言えば、個別銘柄の選択を禁止し、投資判断を外部に全部委任するという規定との関係で、個別企業についてダイベストメントをするのはいかななものかという 2 つのポイントがある。厚生労働省の説明では、その 2 つの観点から、ダイベストメントについては法律上 GPIF としては採用できないという解釈であったと思う。

一方で、欧米などで行われているダイベストメント、特にクラスター爆弾の製造企業については、日本がクラスター爆弾の禁止条約を批准している中で、GPIF が外国のクラスター爆弾製造企業に対して投資をすることについていかなものかというような意見が出ている。

前は時間の制約で議論できなかったのですが、もし必要があれば改めて資料を用意して、ESG のコミットメントを経営委員会としてどう考えるかというそもそも論とあわせて御議論いただくことも可能である。

委員 ESG を織り込んだスチュワードシップ活動は全資産を対象とするとあるが、例えばオルタナティブなどは入れなくてよいのか。債券だけにしているのは、とりあえず今年は債券ということか。

執行部 昨年以降、世界銀行と共同研究を進めてきたという連続性があるので、御指摘いただいた箇所では債券投資における ESG について書いているが、ESG を織り込んだスチュワードシップ活動については、全資産と言っている以上は当然オルタナティブも対象になる。

ESG の分析・管理のための情報の整備・拡充に関する質問については、データはレポーティングに使うことから、将来的にはリスク分析に使っていくことも必要だと思っており、そのためにも、情報収集、データの分析・管理のための準備を行いたいと考えている。

ダイベストメントは、私たちは we have a policy of no divestment と言っており、気候変動やたばこのような、日本国内で合法的に行われている企業活動について、GPIF がノーと言えるのかという問題と、そもそも売ってしまったらその企業に対しては何のエンゲージメント等も行えないという問題があり、効果という意味でもあるので、この辺はじっくり議論したほうがいいのではないかと思います。

ただし、クラスター爆弾製造企業については、日本国内で所有、製造、移動全てが禁止されているにも関わらず、ベンチマークに入っているから買わざるを得ないというのは、一般的にはかなり疑問を感じている人が多いのではないかと思います。しており、議論してほしいと思っています。

委員 ダイベストメントの議論については、先ほどの執行部からの説明と同様の理屈でできない、かつ、厚生労働大臣の国会答弁で明確にこれを否定していると、この経営委員会が設置される前に聞いた記憶がある。

ただし、経営委員会としてこれをどう考えるのか、GPIF としてどう考えるのかは、きちんと整理をしておいたほうがいいと思うし、ESG へのかかわり方についても経営委員会としてどうするのか、大きなイシューの一つであるので、あわせてダイベストメントを採り上げる機会に議論したいと思う。

委員 新たな業務リスク等管理について、業務リスク等の管理の方針ができると、運用リスクの基本方針もあるので、それらを束ねる形で経営委員会として、トータルのリスク管理の基本方針を策定したほうがいいと思う。31 年度計画に書く必要はないが、経営委員会として議論したほうがいいと思っている。

委員 委員の提案については、年度計画とは別に検討する価値があると思うので、ここかのタイミングで、経営委員会において議論したいと思う。

委員 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化について、監査委員会が会計監査人候補者の選定を行うのは、そもそも毎年やる話で、年度計画という事柄ではないという議論があったが、今年から変わるので、今年については特に書き込んでいるという理解でよいか。

執行部 監査委員会としてどういう取り組みを行うかという部分であるので、最終的には監査委員会の立場で決めていただきたいと思っているが、特に会計監査人候補者の選定は、これまでは監査室で行っていた役割が、監査委員会に変わることから、書き込んだほうがいいのではないかと趣旨で記載した。

委員 調査研究コンサルティング経費のオルタナティブの次期中期計画方針策定費用については、前回の中期計画のときもこれぐらいの金額をかけてやっているのか。

執行部 第2期のときはオルタナティブのところはそこまで予算を積んでいなかった。第3期でオルタナティブの部分を積んでいる。

委員 この金額は、契約審査会でもう少し落としたのではないかと。

執行部 オルタナティブのコンサルティング費用については、それ以外にも投資体制に関するコンサルティングや資産クラスごとの配分に関するコンサルティングなど

が想定されるので予算として計上している。

委員 債券格付け情報のサービス利用については、経費削減ということで今まで無理をしてきたのだと思うが、重要性を勘案すると、ESG 関係の金額と比べて少なく、信用リスクについては、もっと以前からしかるべきデータの購入等を行うべきではなかったかと思う。予算の金額の関係については、重要性の観点から今後一層よく執行部で吟味してほしい。

執行部 普通の金融機関のレベルにアップグレードしようとする、なぜ今まで必要でなかったものが、今更必要になるのかとなり、ずっと計上できなかった。

もう一つは、先ほどのオルタナティブも高い金額になっていたが、これはサービスのコモディティ性もあり、伝統資産のコンサルサービスに比べて、オルタナティブがかなり高くなるという面もある。ESG も多少そういう面があり、ESG のデータがまだコモディタイズしていないので、一般的な経済情報よりも高くなるという傾向はあると思う。

重要度に応じて金額が違うというよりも、マーケットのプライシングで差が出てしまうという面が大きいと理解していただきたい。

委員 先々オルタナティブの採算性を評価する場合には、こういうコンサルティング費用なども含めて、ネットで考えるということか。

執行部 そうすべきだと思っている。

委員 運用委託経費を減らすためにマネジャー・ベンチマークや実績連動報酬の実施などリターンも上げながらコストを下げるという 1 年間行った施策の評価がこの予算には一つもない。増えるところだけ一生懸命説明しているが、1 年間の成果が予算の策定において評価されて PDCA が回ると思う。

予算というのは、今後 1 年間かけて何をやるのかを審議する場だから、評価と反省、対策が出るはずなのだが、そういうものはないのか。

執行部 御指摘はもっともであるが、30 年度についてもあくまで実績見込みという状況である。先ほど管理運用委託手数料の話もあったが、運用委託手数料はアセットの残高に応じて増えたり減ったりするので、実績連動報酬についても年度が明けて 5 月ぐらいにならないと、結果が見えてこないという状況である。

そういうタイムラグがあるので、別途 5 月か 6 月ぐらいに独法の評価を経営委員会で説明し、最終的には議決をいただくことになると思う。現段階で正確な数字に基づいてこういう効果になっているという説明ができないというのは悩ましいところであり、どのように工夫できるのか、相談させていただきたいと思っている。

委員 これだけの生き馬の目を抜くようなスピードの速い環境下で、施策の評価が 1 年たってもわからないというのはいかがなものか。施策が間違っていたらすぐに直さなければいけないので、PDCA サイクルを短くするように工夫しなければならないのではないか。新しく会計のシステムと運用のシステムとを分けるので、そういうものを生かして施策の評価を早めたらいいと思う。

委員 RPAによる自動化については、当初費用がかかり、削減効果は今後出てくることになると思うが、どのように見ているのか。

執行部 RPAは定量的に効果を出しやすく、一つの例としては、今まで12時間かかっていたものが、ものの3分で作業が終わるとような効果も出ているので、効果などを示すことはできると思う。現在は、運用管理室の一部業務だけだが、RPA化できる業務はほかにもあると思うので、これを法人全体に広げていけば、より明確な削減効果を示すことができると思っている。

執行部 管理運用委託手数料については、予算において、定額で5年間立てなければならぬということそのものにかなり無理があり、特に成功報酬制については、フィーが高いほうがGPIFにとってはいい状況になる。少しでも安くしよう、安くしようという時代の予算の取り方の名残であると思うので、次の中期計画の予算のときには、そもそもこの考え方から、経営委員会で一度議論いただきたいと思っている。

委員 コストカットだけではなくて、バリューの創出は大事だが、そのためにたくさんコストをかけてもいいというわけではない。コストをかけるには何を目標にして実現するのかというのはセットだと思う。コストは減ったが収入はもっと減ったということがないように、KPIなどに入れてバリューとコストをセットで評価するようにしたらいいと思う。

委員 中期計画では比較的潤沢に予算が計上されているように見えるが、個別案件を含め経営委員会も説明責任を負っている。したがって、予算のプロセスについて、さらなる改善を加えていく必要がある。

例えば、インデックス/ESGデータ活用基盤の構築について、吟味、点検するというプロセスが、経営委員会においても必要なのではないかと思う。

これが将来にわたってどのぐらいのプロジェクトになるかは、これだけでは見えない。コンサルの提案をベースにした全体像があって、そのうち今年度はこれをやり、それについては幾らだという説明がないとわかりにくいので、工夫をしてほしい。

委員 個別銘柄ベースのデータを整備する案件が多いという印象を持ったが、個別銘柄ベースの分析基盤を強くして、業務自体をこのように変えていこうという意図が背景にあれば教えてほしい。

執行部 GPIFは運用を外部に委託しているので、ファンド・オブ・ファンズになるが、今まではそれぞれのファンドマネジャーのポートフォリオの管理と、ボトムラインで全てがグループ化されたデータを見ていた。GPIFとしてこういうマネジャー別に分けたインデックスに分散させたら、結果としてどういうポートフォリオを持つことになるのか検討するには、最終的には一番下にあるポートフォリオの企業に対する情報から持ってこないとできない。方向性としては、できるだけポートフォリオの下の子の企業のところからリスクの情報などを吸い上げる必要があるのではないかと考えているが、現時点では難しい。

ESG レポートについても、去年は表層的だったものを、もう少し具体性があるところをもっていくことを考えているので、少しずつ進化させていきたいと思っている。ファンド・オブ・ファンズのマネジャーとして一番怖いのは、一つ一つのマネジャーはそれぞれベストを尽くしているのに、トータルでは想定外のポートフォリオになっていることであり、そういう意味でも、ルックスルーができるような情報はできる限り集めていきたい。

委員 その方向性は賛成である。個別銘柄までおりないと、スキルは上がっていかないので、それはやる必要があると思う。しかし、そのための体制や陣容、最終的に予算という話になると思うので、ここも含めて議論すべきテーマかなと思っている。

理事長 個別銘柄のデータを収集して何かをしようということではなく、先ほどのインデックス・エントリーにしても、出てきたエントリーを検証するのにデータがないとなかなか検証できないし、ESG についてもある程度のデータがないと、提案したものになっているか検証できない。

先ほど委員からも指摘があったが、基本的には予算と、それをマネジメントする組織について、適宜適切に、経営委員会に報告または提案をして議論をいただければと思っている。

(2)「現行規程の点検プロジェクトの実行（8－2）」

質疑等はなかった。

【報告事項】

(1)「平成 30 年度経営委員への業務監査（ヒアリング）に係る結果報告」

質疑等の概要は以下のとおりである。

委員 GPIF 法第 5 条の 9 に独法通則法第 19 条第 9 項の読みかえ規定、監査委員会は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、経営委員会に意見を提出することができるという規定に基づき次のことを報告する。

第 1 は経営委員会の運営方法等に関する提言である。1 つ目は、重要事項の議論の時間を十分に確保するための運営上の工夫を試行してはどうか。経営委員による事前の資料読み込みを前提に、重要度に応じ説明時間の長短の調整や報告資料のみ（報告なし）といった工夫をしてはどうか。2 つ目は、経営委員会メンバーによる会合を経営委員会後に開催し意見交換を行ってはどうか。3 つ目は、経営委員による議題の提案について。4 つ目は、執行部の出席は両理事と審議役と説明者のみとしてはどうか。5 つ目は、議事要旨に発言者の名前を書くことの可否を検討してはどうか。

第 2 は経営委員会で議論すべきテーマ等についての意見である。1 つ目は、ESG に対するコミットメントの仕方を議論するべきではないか。2 つ目は、中期目標

策定プロセスへの GPIF の関わり方、長期的に見た GPIF の課題、中期計画や年度計画の策定手順及び内容のあり方を議論すべきではないか。3つ目はタクティカル資産配分的意思決定の判断及び評価に関する執行部からの定期報告を求めるべきではないか。

委員 全体の効率性が向上する提案であり、運営方法の変革が出るので賛成である。

理事長 経営委員会に部室長が出席することについて、経営委員会では当法人全体にかかわることを幅広く議論しているので、部室長にもぜひ聞かせたいと思っている。

委員 1点目は、この経営委員会の議論の効率性や深掘りという点では十分だと思うが、議事録はいいのか。提案、説明、報告などの議事録をどうするかについては検討の余地があるのではないか。提案、説明なしで議論だけが載っているのでは、第三者が見て、これは何の議論なのかわからないのではないかと思う。

2点目は、今の理事長から発言のあった件については、執行部に任せたらいいと思う。事業会社の取締役会の一般的な運営方法と経営委員会は違うので、執行部側のニーズに任せればいいのではないかと思う。

3点目は、経営委員会の位置づけが、経営委員個々人で違う。執行部と経営委員会の関係もつながっているかという点、そうっていない。政府、厚生労働省、大臣、そして、GPIF という独立行政法人があり、そこに経営委員会があるので、何かの課題に突き当たると、いつももやもやする。どこまで整理できるか自信はないが、少しクリアになるように厚生労働省も含めて、議論すべきではないかと思う。

委員 GPIF の運用のパフォーマンスを考えると、アルファ要因よりもアセットアロケーション要因の影響が大きいと思う。先ほどの中期計画、年度計画などにもあったが、認められている乖離許容幅の範囲の中で、さまざまなアセットアロケーションの判断をするメカニズムをより改善する必要がある。

個別の運用機関について、きちんと評価して、選定に生かしていくことも重要だが、パフォーマンス全体からすると、資産配分の変更がより大きなインパクトを与えるので、タクティカルな資産配分をより高いパフォーマンスに結びつけるためにプロセスをいかに改善していくか、組織体制をどのように組み直していくか、例えば日常的な投資委員会の議論とは別枠で、内部でしかるべきプロジェクトをつくって取り組んではどうかと思っている。

委員 この報告の提案はいいと思うが、執行部の出席は理事長の判断でよいと思う。議論すべきテーマについては、広い意味でのリスク管理、レピュテーションリスク、必要な人材が集まらない、文化、カルチャーなどいろいろあると思うが、そういうものをアンケートなどで洗い出して、議論するのもいいのではないかと思っている。

委員 いただいた意見も参考にしながら、この課題について、どのように対応するかをとりまとめて、次回の経営委員会で示したいと思う。

(2)「第3回 GPIF ファイナンスアワードの実施について」

質疑等の概要は以下のとおりである。

委 員 選考が始まっていると思うが、応募者の母集団はどのくらいになっているのか。

執行部 なかなか新規の応募はない状況である。

委 員 現状のままでいいと思うが、もし今後も毎年継続するのであれば、若手の優秀な研究者はだんだん枯渇していくことになると思う。例えば直近1年間で出された論文の中で GPIF、資産運用にとって最もすぐれたものを書いた研究者とすれば、若干趣旨は変わってしまうかもしれないが、継続性は高いし、若干年齢の高い人が書いた論文でも採用されるので、検討してはどうか。

執行部 当初の目的からすると、枯渇期間があるというのは想定範囲内だが、枯渇の状況が思っていたよりも厳しい。

日本にこだわる必要もないのではないかという意見もあるが、スタートの段階で、日本の年金運用研究や金融のリテラシーを全体的に高めるために、若手の研究者をターゲットにして、グローバルにクレディビリティになるように海外の審査員を入れたりしており、今回まではこれで実施するが、次回には見直しを考えたいと思っている。

理事長 始めてみると思っていたよりも候補者数が少なく、今年はこのように実施するが、来年度以降は見直しをメインに考えたいと思っている。

以上